

## ○八女西部広域事務組合退職手当基金条例

(昭和54年3月1日 条例第24号)

改正 平成21年2月19日条例第1号

平成22年12月27日条例第4号

令和元年9月2日条例第4号

(設置の目的)

第1条 組合職員（派遣職員を含む。）の退職手当に充てるため、八女西部広域事務組合退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積立てる額は、職員の給料年額に1,000分の110を乗じて得た額を上限とし、予算で定める額とする。ただし、組合長が適当と認めたものに限り、別に積立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処置)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 組合長は、支払上現金に不足が生じたときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

2 前項の規定により、繰替運用した現金は、当該年度内に返還しなければならない。

(処分)

第6条 組合長は、第1条の目的に充てる場合に限り、歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月19日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年12月27日条例第4号）

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 2 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。